

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年5月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000362号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100009号

第1 結論

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年2月1日から昭和35年11月1日に訂正し、同年11月から昭和36年1月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和35年11月1日から昭和36年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和35年11月1日から昭和36年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年6月1日から昭和33年5月1日まで
② 昭和35年11月1日から昭和36年2月1日まで

父親(訂正請求記録の対象者)の年金手帳には、A社に勤務していた期間(厚生年金保険被保険者期間)が昭和32年6月1日から昭和36年12月20日までと自筆で記載されているが、厚生年金保険の記録によると、請求期間①及び②の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、A社に係る商業登記簿謄本、事業主から提出された同社の営業報告書(写)並びに事業主の回答及び陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間にお

いてA社に継続して勤務し（昭和35年11月1日にA社（C支店）からA社（本社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年11月から昭和36年1月までの標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる訂正請求記録の対象者の資格取得時（昭和36年2月1日）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和35年11月1日から昭和36年2月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険出張所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、A社に係る商業登記簿謄本によると、訂正請求記録の対象者は、昭和32年3月25日から昭和36年10月20日まで取締役であったことは確認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間①について、訂正請求記録の対象者の具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除について資料が残っておらず不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の従業員に照会を行ったが、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務について具体的な回答及び陳述を得ることができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000345号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100008号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年3月1日から平成9年2月1日まで
② 平成18年6月1日から同年8月8日まで
③ 平成18年6月
④ 平成18年11月23日から平成19年1月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成9年2月1日となっているが、私は同社を平成8年2月末に退職していると思う。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、C社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成18年8月8日となっているが、私は同社を同年5月末に退職していると思う。

請求期間③について、厚生年金保険の記録では、C社の厚生年金保険の標準賞与額が19万6,000円となっているが、私は、平成18年6月の賞与をもらっていないと思う。

請求期間④について、厚生年金保険の記録では、D社の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が平成18年11月23日となっているが、同社に勤務し始めたのは平成19年1月だと思う。

調査の上、請求期間①から④までについて、将来受給する年金額が減ることになっても、正しい厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、B社は、請求者の退職日は平成9年1月31日であると回答している

上、雇用保険の加入記録においても、請求者のA社における離職年月日は平成9年1月31日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、A社が加入するE厚生年金基金における請求者の資格喪失年月日は平成9年2月1日と記録されており、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、請求者の主張のとおり、平成8年2月末日に退職している場合には、同年10月の標準報酬月額の時決定のための厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届の届出は行われなところ、オンライン記録によると、請求者に係る当該時決定は、同年8月12日付けで処理されていることが確認できる。

- 2 請求期間②について、C社から提出された請求者に係る労働者名簿（写）によると、退職の欄に平成18年8月7日と記載されている上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳（写）から、請求期間②において、請求者は事業主から給与を支払われていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録において、請求者のC社における離職年月日は平成18年8月7日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、C社が加入するF厚生年金基金における請求者の資格の喪失年月日は平成18年8月8日と記録されている上、G健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者記録照会においても、請求者のC社における健康保険被保険者資格の喪失年月日は平成18年8月8日と記録されており、いずれも請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

- 3 請求期間③について、C社から提出された請求者に係る賃金台帳（写）により、当該期間において、請求者は事業主から19万6,800円の給与を支払われていることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、C社が加入するF厚生年金基金における請求者の平成18年6月9日の給与標準給与は19万6,000円と記録されており、請求者の厚生年金保険の標準給与額と一致している。

- 4 請求期間④について、D社から提出された請求者に係る賃金台帳（写）によると、請求者の入社年月日は平成18年11月23日と記載されている上、請求期間④において、請求者は事業主から給与を支払われていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録において、請求者のD社における資格取得年月日は平成18年11月23日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、D社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写）によると、資格取得の年月日欄に平成18年11月23日と記載されているところ、H健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳（写）においても、資格取得日欄に平成18年11月23日と記録されており、いずれも請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

なお、請求者は、請求期間④に係る主張の根拠として、平成18年12月26日に職業安定局

から基本手当（129,735円）が振り込まれており、当該時点において、まだ、D社に就職していないとして、自身の当該期間の預金通帳の写しを提出しているが、I公共職業安定所から提出された請求者の雇用保険支給記録（回答）によると、当該振込額は再就職手当であることが確認できることから、請求者は、同日時点において、既に同社に就職していたものと考えられる。

5 このほか、請求者の請求期間①から④までにおける請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。